

令和 3 年度

第 3 回西条市地域公共交通活性化協議会

目 次

【報告事項】

- 1 西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について（P 1）
- 2 西条市地域公共交通網形成計画における評価指標の達成状況について（P 1）

【協議事項】

- 1 丹原地域デマンド型乗合タクシーの道路運送法第 4 条乗合許可運行への移行について（P 4）
- 2 禎瑞線等のバス路線廃止に伴う代替交通手段の導入について（P 1 0）

【報告事項】

1 西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

第2回西条市地域公共交通活性化協議会（令和3年6月書面開催）以降、団体等の役員改選等に伴い、以下の委員が新たに就任した。

任期は、前任者の残任期間（令和4年3月31日まで）とする。

<委員>

機関・団体	新 任		旧 任	
	役職名	氏名（委嘱日）	役職名	氏 名
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清（6/25）	会長	越智 實一
西条市連合自治会	会長	難波江 覚（7/6）	会長	高橋 典正

※委員名簿 P 1 3

2 西条市地域公共交通網形成計画における評価指標の達成状況について

西条市地域公共交通網形成計画に掲げた各目標の現状値のうち、実績値が未集計のため第1回活性化協議会（令和3年5月書面開催）での報告が保留になっていた「目標3 日常的な公共交通利用の促進」及び「目標6 行政負担の抑制」について、集計が完了したので次のとおり報告する。

基本方針 2 新たな需要の掘り起こしによる公共交通の利用促進

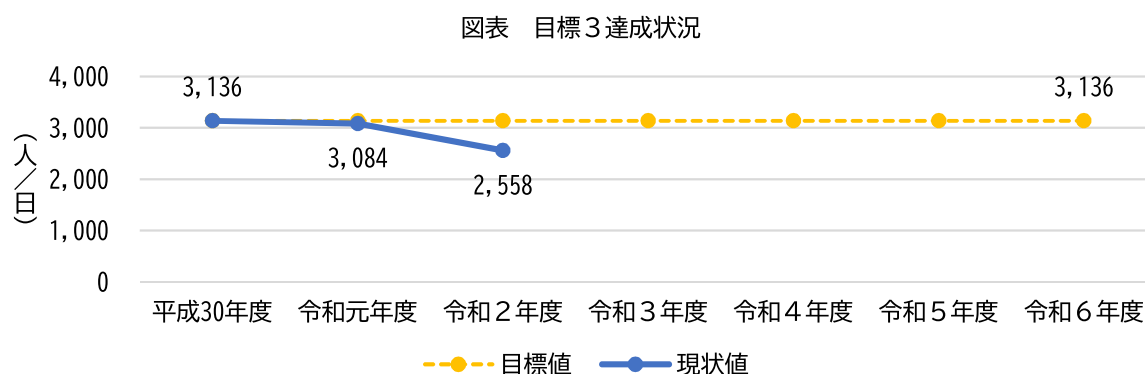
○目標 3 日常的な公共交通利用の促進

【評価指標】市内バス路線の1日平均輸送人員と市内JR駅の1日平均乗車人員の合計

【算出方法】市内バス路線1日平均輸送人員＋市内JR駅1日平均乗車人員

【現状値】3,136人/日（平成30年度）

【目標値】現状維持



図表 市内バス路線輸送人員及び市内JR駅乗車人員推移

(単位：人/日)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内バス路線輸送人員	170	164	134				
市内JR駅乗車人員	2,966	2,920	2,424				
合計	3,136	3,084	2,558				

※ 各年度について、バス路線輸送人員は10月～9月、JR駅乗車人員は4月～3月での集計値。

目標 3 分析

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で市内バス路線輸送人員及び市内JR駅乗車人員が減少したことにより、指標値は前年度実績より減少した。

基本方針3 持続可能な交通施策・運行体制の確立

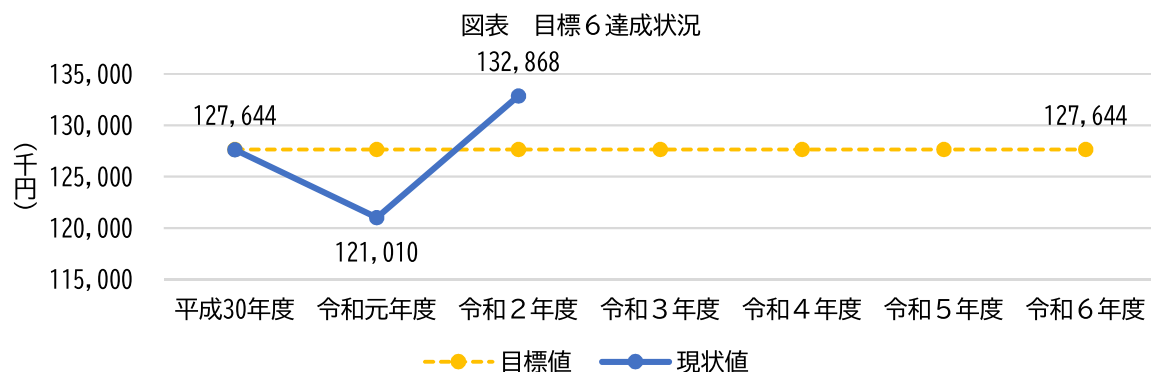
○目標6 行政負担の抑制

【評価指標】西条市の公共交通関連負担額

【算出方法】毎年バス事業者からの報告（補助申請額）及び担当課資料

【現状値】127,644千円/年（平成30年度）

【目標値】現状維持



図表 西条市の公共交通関連負担額推移

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
路線バス運行費補助金	100,091	95,348	111,669				
瀬戸内運輸(株)	45,367	43,873	59,790				
せとうち周桑バス(株)	54,724	51,475	51,879				
デマンド型乗合タクシー運行費	485	558	963				
加茂地区	472	422	790				
丹原地域	13	136	173				
いきいきバス	10,996	11,390	8,380				
山間部交通不便地域移動助成	33	28	18				
高齢者タクシー利用助成	16,039	13,686	11,838				
合計	127,644	121,010	132,868				

※ 単位未満の端数は、四捨五入にて処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

目標6 分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響でバス利用者減少による収益減少により、路線バス運行費補助金が増加したため、指標値は、昨年度実績より増加した。

【協議事項】

1 丹原地域デマンド型乗合タクシーの道路運送法第4条乗合許可運行への移行について

平成31年2月より道路運送法第21条許可（実証運行）により運行を行っている丹原地域デマンド型乗合タクシーについて、令和4年1月末をもって3年間の実証運行期間が終了することから、同法第4条乗合許可による運行へ移行したい。

なお、運行許可に関する申請手続きは、本協議会での承認後、運行事業者である有限会社周桑丹原タクシーを申請主体として進めることとする。

※ 道路運送法（抜粋）P14

(1) 実証運行開始後の利用実績等について

① 登録者数等

図表1 登録者数推移

(単位：人)

地区	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和3年 9月末
登録者数	127人	157人	166人	162人
新規登録者数	－	32人	12人	2人

○ 令和3年9月末日現在 内訳

- ・丹原地域人口 11,440人

図表2 年代別登録者数

(単位：人)

年代	登録者数	構成比
～14歳	5	3.1%
15歳～64歳	20	12.4%
65歳～74歳	19	11.7%
75歳～	118	72.8%
合計	162	100.0%

図表3 居住地区別登録者数及び人口

(単位：人)

地区	登録者数	構成比
丹原	12	7.4%
徳田	7	4.3%
田野	31	19.1%
中川	79	48.8%
桜樹	33	20.4%
合計	162	100.0%

② 利用実績

図表 4 丹原地域デマンド型乗合タクシー利用実績推移

(単位：回、人)

年度	運行予定回数 (A)	運行回数 (B)	稼働率 (B/A)	のべ利用者数 (C)	1回当たり 利用者数(C/B)
平成30年度	128	6	4.7%	6(0)	1.0
令和元年度	808	90	11.1%	102(59)	1.1
令和2年度	808	128	15.8%	174(72)	1.4
令和3年度	344	41	11.9%	42(26)	1.0
計	2,088	265	12.7%	324(157)	1.2

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

※ 令和3年度は、令和3年4月から8月までの5か月間

※ ()は、内数で小人の利用者数

③ 運行経費

図表 5 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行経費推移

(単位：円)

年度	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	市負担額 (F=D-E)	収支率 (E/D)	1人当たり 助成額(F/C)
平成30年度	16,010	3,000	13,010	18.7%	2,168.3
令和元年度	172,170	36,250	135,920	21.1%	1,332.5
令和2年度	241,770	69,000	172,770	28.5%	992.9
令和3年度	78,960	14,500	64,460	18.4%	1,534.8
計	508,910	122,750	386,160	24.1%	1,191.9

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

※ 令和3年度は、令和3年4月から8月までの5か月間

④ 便ごとの利用目的及び利用状況

- 8：30着周桑病院方面行便は、医療機関で降車する利用者が多く、通院目的の利用が多かった。
- 11：30発保井野・楠窪・千原方面行便は、医療機関で乗車する利用者が多く、通院からの帰宅目的の利用が多かった。
- 14：30着周桑病院方面行便は、利用が非常に少なかった。
- 16：30発保井野・楠窪・千原方面行便は、公共施設で乗車する利用者（小人）が多く、付近の学校からの帰宅目的の利用が多かった。
- 桜樹地区（楠窪・千原等山間部）の利用は少なかった。

(2) 利用者等の意見（令和3年9月聴取）

- ・ 自宅の前まで迎えに来てくれるので非常に助かっている。
- ・ 登録は最初だけであり、毎回の予約についても、特に面倒とは感じない。
- ・ 病院の受診曜日が変わったので、今は使っていないが、また受診日が変わり、曜日が合えば利用したい。
- ・ 帰りの便に時間が合わないがしょうがない。
- ・ よりそいタクシーが運行していない曜日は、バスや家族の送迎で出かけている。
- ・ 親に免許返納させたいので登録したい。

(3) 丹原地域デマンド型乗合タクシーの今後の運行について

実証運行における稼働率は、全体的に低調であったが、今後の高齢化の進展や高齢者による免許返納が進みつつあること、また、本市においては、利用状況や収支率に基づき路線再編方針を判定するバス路線見直しフローを令和2年度に作成し、バス路線の再編を進めていくこと等から、自動車を運転できない高齢者等の移動手段として重要性は増大していくと考えられる。よって、丹原地域デマンド型乗合タクシーについては、引き続き運行を行っていくものとする。

なお、運行内容については、実証運行の実績及び利用者等の意見、交通事業者との協議の結果、次のとおりとする。

○ 運行方法

- ・ 運行日、運行ダイヤ及び利用料金等、運行内容は実証運行時と同様とする。

○ 利用登録者

- ・ 現在の利用登録者は、本格運行移行後も維持する。（再登録等の手続きは不要。）

○ 運行事業者

- ・ 実証運行から引き続いて有限会社周桑丹原タクシーへ運行を委託する。

許可申請に係る運行内容は、次ページの「西条市丹原地域デマンド型乗合タクシー運行計画（案）」のとおり。

丹原地域デマンド型乗合タクシー運行計画（案）

1 名称及び『愛称』

丹原地域デマンド型乗合タクシー『丹原地域よりそいタクシー』

2 運行区域

丹原地域内及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間

※別紙「丹原地域デマンド型乗合タクシー運行区域図」のとおり

3 運行方法

デマンド型乗合タクシー（予約制）

※運行ダイヤ、指定された目的地を最短経路で結ぶ予約制の「乗り合い方式」

4 運行日

毎週火曜日、水曜日 祝日・年末年始（12/29～1/3）運休

※別紙「運行カレンダー」のとおり

5 運行ダイヤ

	周桑病院方面行		保井野・楠窪・千原方面行	
	終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
1	8 : 30	前日 16 時まで	11 : 30	1 時間前まで
2	14 : 30	3 時間前まで	16 : 30	1 時間前まで

6 乗降場所

自宅付近及び乗降ポイント

【乗降ポイント】	
医療機関	今井クリニック整形外科、いしづちやまクリニック、加藤整形外科、河野内科、周桑病院、東予歯科、徳永歯科、中川診療所、中村内科胃腸科、平田クリニック、福田医院、やまもと眼科クリニック、渡部病院
商業施設	木村チェーン丹原店、周ちゃん広場、ダイキ周桑店、とうしょく丹原店、フジ東予店、マルナカ東予店
交通機関	壬生川駅、湯谷口バス停
金融機関	伊予銀行丹原支店、愛媛銀行丹原支店、愛媛信用金庫丹原支店、周桑農協本所
郵便局	丹原郵便局

公共施設	丹原総合支所、丹原体育館、丹原農村環境改善センター、丹原B & G海洋センター、丹原文化会館、東予総合支所、東予総合福祉センター、東予体育館、桜樹公民館、田野公民館、徳田公民館、中川公民館
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

7 利用料金

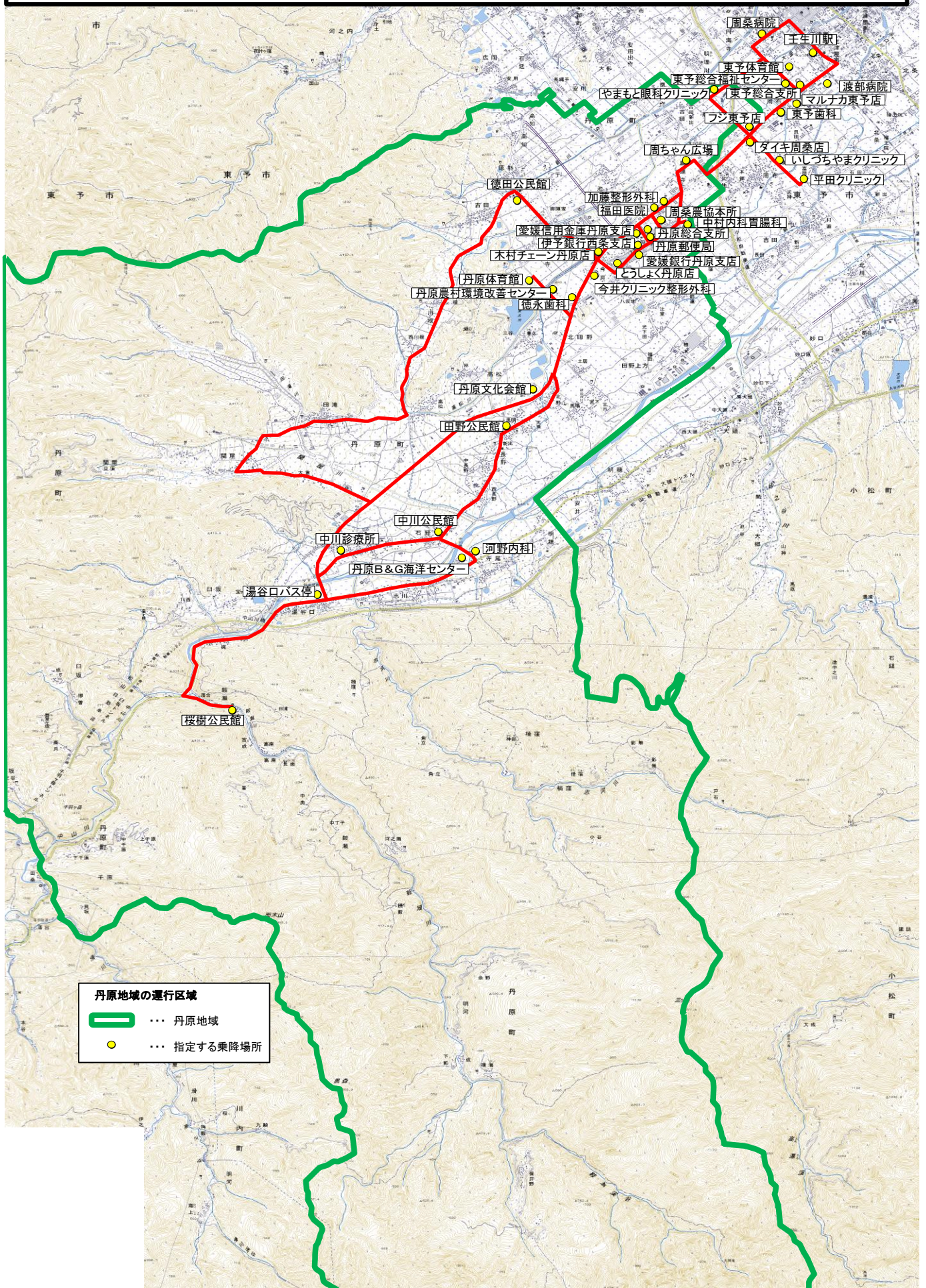
利用料金（1人1乗車につき）	
大人（中学生以上）	小人（小学生以下）
500円	250円

※未就学児は大人（保護者）1名につき1名無料

8 道路運送法第21条及び第4条における運行

期間	道路運送法
平成31年2月～令和4年1月	法第21条による運行
令和4年2月～	法第4条による運行

西条市丹原地域デマンド型乗合タクシー運行区域図





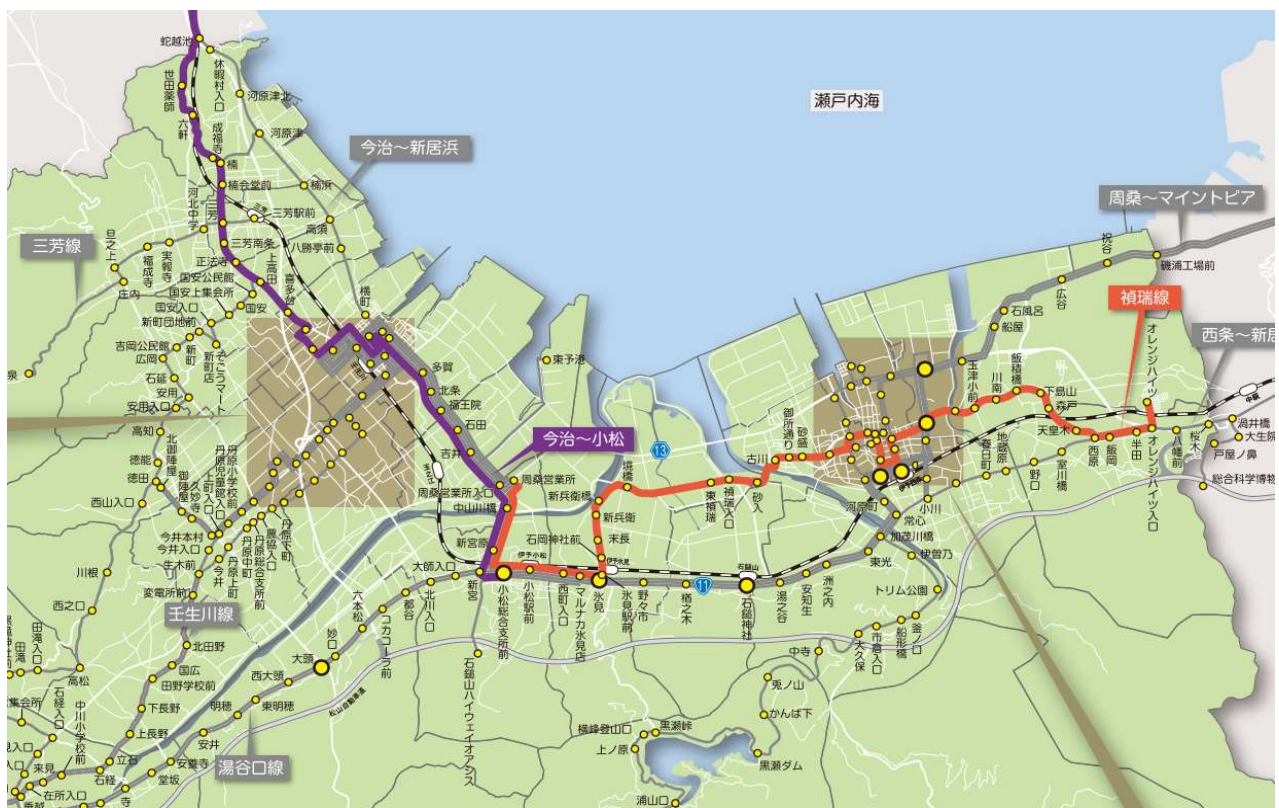
2 禎瑞線等のバス路線廃止に伴う代替交通手段の導入について

令和3年8月11日付で瀬戸内運輸株式会社より経営改善に向け、禎瑞線（令和4年9月30日予定）及び今治小松線（令和5年9月30日予定）の路線廃止についての申出があった。

今後は、路線廃止に伴い発生する公共交通空白地及び既存の公共交通空白地の解消に向け、代替交通手段としてデマンド型乗合タクシーの導入に向けて、地域や交通事業者と検討を進めていく。

① 路線図

路 線 名		路線廃止予定
	禎 瑞 線 周桑(営)～小松総合支所～水見～禎瑞～西条駅～玉津～オレンジハイツ	令和4年9月30日
	今治～小松 今治～世田薬師～三芳～壬生川駅～小松総合支所 ※うち今治市一部及び西条市内運行分	令和5年9月30日



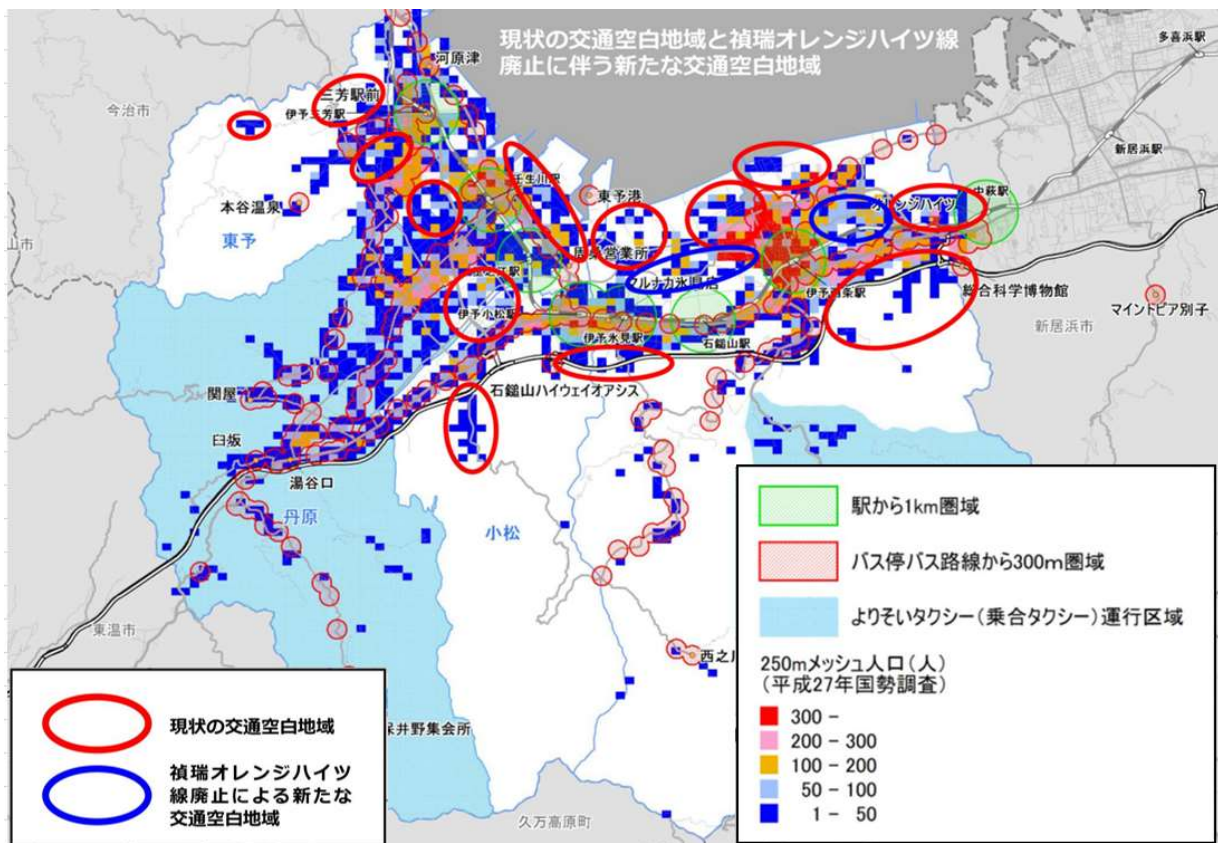
② 年間輸送人員等実績

		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
路線名	禎 瑞 線	年間輸送人員	3,251	4,767	4,590	4,855	3,396
		(1便あたり)	1.9	2.7	2.6	2.9	2.1
		市補助金(円)	3,198,000	3,222,000	3,261,000	3,196,000	3,439,000
	今治小松線	年間輸送人員	72,957	72,028	70,842	59,884	43,504
		(1便あたり)	13.5	13.3	13.1	13.0	9.6
		市補助金(円)	4,646,000	4,806,000	5,001,000	4,872,000	6,623,000

瀬戸内運輸株式会社 人員調査結果

		調査日	運行便数	総利用者数	1便あたり
路線名	禎 瑞 線	令和元年 11月9日～14日	34便	69人	2.0人
	今治小松線 (他市広域)	令和元年 10月19日～25日	90便	417人	4.6人
				(西条市内区間)	71人

③ 公共交通空白地域



令和3年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年7月6日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役員	委員			備考
		機関・団体	役職名	氏名	
第1号	会長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	代表取締役	黒田 茂	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	中野 晴樹	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	森 敦郎	
第3号		西条警察署	交通課長	岡田 祐樹	
		西条西警察署	交通課長	片山 三也	
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	変更
		西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	変更
	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

道路運送法（抜粋）

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）